

II 学校における交通安全教育の視点

1 関連する教科等における交通安全学習

(1) 学習の必要性

学校では関連する教科等において、「交通機関の安全な利用の方法」「交通安全に関わっている機関」などの学習をとおして、安全に行動することの大切さや、交通社会の一員として行うべきこと等について指導しなければならない。

(2) 学習の視点

交通安全領域では、交通安全指導が中心であるが、体育科、保健体育科等では交通事故の原因を取り扱い、交通事故防止のための行動を身に付けさせるようにする。

(3) 学習上の留意点

ア 総合的な学習の時間等で安全マップを作成する活動の際、単に危険箇所を探すだけでなく、危険を回避するために「どう行動するのか」、また「どのような工夫がされているのか」を見童生徒等の発達段階に応じて考えさせる必要がある。

イ 交通事故写真等を教材として使用する場合は、見童生徒等の発達段階、心理状態等に配慮し、恐怖心を与えるだけにならないようにする。

(4) 学習の実際

以下に各学習指導要領に示されている指導内容を踏まえ、関連する教科等で取り扱う交通安全学習の例を校種別に取りまとめた。

交通事故の未然防止を図り、事故の際の連絡方法や応急手当等を理解させることが大切である。

関連する教科等における交通安全学習（小学校）

資料編「関連する教科書等における安全学習」参照

社 会	・人々の安全を守るための関係機関（警察署等）の働きとそこに従事している人々や地域の人々の工夫や努力を考える学習
理 科	・天気の変化（雨、雪、霧、凍結等）が、交通に及ぼす影響についての学習
生 活	・自分たちの生活と同じ地域で生活したり働いている人々との関わりを理解する学習（見童の安全を見守っている人々について取り扱う。） ・公共物や公共施設を利用し、身の回りにはみんなが使うものがあることやそれを支えている人々がいることを知る学習 ・公共施設（公共交通機関を含む）を大切に、安全に気を付けて正しく利用することができるようにする学習
体 育	・危険回避に必要な運動能力を身に付けるための学習 ・心の発達及び不安、悩みの対処についての学習 ・けがの簡単な手当についての学習
道 徳	・生命がかけがえのないものであることを知り、自他の生命を尊重する心情をはぐくむ学習 ・日々の生活が人々の支え合いや助け合いで成り立っていることに感謝し、それにこたえる心情をはぐくむ学習 ・約束や社会の決まりを守り、公德心をもつことができるような心情をはぐくむ学習
総合的な学習の時間	・交通安全の視点で安全マップを作成する学習

関連する教科等における交通安全学習（中学校）

<p>保 健 体 育</p>	<p>【体育分野】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険を避けることができるような運動能力を身に付けるための学習 ・集合、整頓、列の増減、方向転換などの行動の方法を身に付け、集団としての能率的で安全な行動の学習 <p>【保健分野】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神と身体が相互に影響を与え、関わっていることを理解する学習 ・適切な応急手当による傷害の悪化を防止することを理解する学習 ・応急手当には心肺蘇生等があることを理解する学習 ・交通事故による傷害は、人的要因や環境要因などが関わって発生することを理解する学習 ・交通事故等による傷害の多くは、安全な行動、環境の改善によって防止できることを理解する学習
<p>道 徳</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの人々の善意や支えにより、日々の生活や現在の自分があることに感謝し、それにこたえる心情をはぐくむ学習 ・生命の尊さを理解し、かけがえのない自他の生命を尊重する心情をはぐくむ学習 ・法やまじりの意義を理解し、遵守するとともに、自他の権利を重んじ義務を確実に果たし、社会の秩序と規律を高める心情をはぐくむ学習
<p>総合的な学習の時間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全の視点で安全マップを作成する学習

関連する教科等における交通安全学習（高等学校）

<p>公 民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自分と社会の関わりで事故の未然防止ができるということや、社会に貢献するための行動について理解する学習
<p>保 健 体 育</p>	<p>【体育】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険を予測し、その危険を避けることができるような運動能力を身に付けるための学習 <p>【保健】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神と身体には密接な関連があることを理解する学習 ・精神の健康を保持増進するためには、欲求やストレスに適切に対処するとともに、自己実現を図るため努力することが重要であることを理解する学習 ・適切な応急手当による傷害や疾病の悪化を軽減することを理解する学習 ・応急手当の正しい手順や方法についての学習 ・心肺蘇生等の応急手当は、速やかに行う必要があることを理解する学習 ・車両の特性などの理解、安全な運転や歩行など適切な行動、自他の生命を尊重する態度、交通環境の整備など交通事故を防止するための学習 ・交通事故の責任や補償問題についての学習 ・心肺停止状態においては、速やかな気道確保、人工呼吸、胸骨圧迫、AEDの使用などが必要であることを理解する学習
<p>専門学科において開設される教科</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの専門性に関わる交通安全について取り上げられる。（資料編「関連する教科等における安全学習」を参照）

2 交通安全指導

(1) 指導の必要性

交通安全指導のねらいは「自転車運転時などの交通法規を理解させ、事故防止に対する知識や態度を体得させるとともに、非常事態に際し、沈着、冷静、迅速、的確に判断して対処する能力を養い、自他の安全を確保することのできる能力を身に付けること。」である。心身の健全な発達や健康の保持増進などについての理解を深め、安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養^{かん}、体力の向上などに資するような活動を行うという健康安全全般のねらいとともに指導することが必要である。

(2) 指導の視点

学校行事としての交通安全指導は、学校が定めた交通安全の日や地域の交通安全運動などに関連して行う指導、入園・入学時や長期休業前後の指導などがあげられる。

以下に示す内容について、学年または全校的な規模の集団活動として指導し、その効果を一層高めるよう配慮することが大切である。

- ・交通事故の実態
- ・道路の歩行・横断
- ・信号機等交通安全施設の利用
- ・自転車の安全な乗り方
- ・ヘルメットの着用や自転車の点検・整備
- ・二輪車・自動車の機能や特性 等

(3) 指導上の留意点

交通安全指導は日々のこまやかな指導の積み重ねが大切である。例えば児童生徒等が下校する際に「車に気を付けて」「ヘルメットのおごひもをしっかりとしめるように」「傘をさして歩くときは、一列で」などの日常の声掛けをする指導が、交通安全に関する意識を高めることになる。

(4) 指導の実際

ア 交通安全教室

「交通安全教室」の実施については、外部機関による交通安全教室を活用する方法がある。各警察署や近隣の自動車教習所に協力を依頼したり、企業等が募集する交通安全教室を効果的に活用したりするなど、児童生徒等の実態に応じて体験的な指導を行うことが大切である。

中学校、高等学校ではスタントマンによるスケアードストレート方式(※1)での安全指導を実施することも有効である。実施に際しては、ただ事故に対し

に対しての恐怖心を与えるだけにならないよう、事前・事後の指導を充実させて取り組む必要がある。

また、幼児及び小学校低学年児童に対しての交通安全教室は家庭でも同じ認識で指導できるように**保護者の参加**も有効である。

イ 交通事故の対応

交通事故の未然防止が交通安全指導の最たるねらいであるが、偶発的に発生する事故等により、児童生徒等は自分が交通事故に遭うだけでなく、他の人の交通事故に遭遇したり、その瞬間を目撃したりすることもあり、その際の対応について指導することも交通安全指導の一環である。

そのため、事故に遭遇した場合は以下のような行動がとれるよう指導することも大切である。

- (ア) 周囲の大人に救急車の要請を依頼する。
- (イ) 周囲に大人が見当たらない場合は自分の携帯電話や公衆電話から救急車を要請する。

【救急車を要請する時には】

まず 119 番をする。

慌てずゆっくり話すようにする。

- ① 救急車の要請か火災かを伝える。
- ② 今いる場所を正確に伝える。住所がわからないときは目印になる建物を伝える。
- ③ どのような状況かを伝える。
例)「車とバイクがぶつかりました。頭から血が流れていて、動けない状況です。」
「車と自転車がぶつかりました。呼びかけても返事がありません。」
「車が歩道に突っ込んできました。けがをして倒れている人が3人います。」
- ④ 自分の名前と電話番号を伝える。公衆電話から電話のときはその旨を伝える。

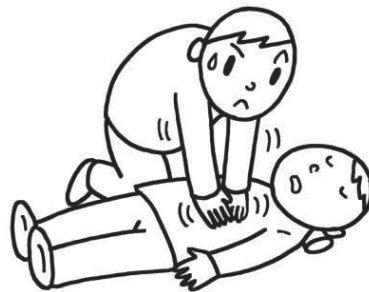
- (ウ) 中学生、高校生については必要に応じて心肺蘇生を含む応急手当を行う。

- (エ) 登下校中の場合は学校にも連絡をする。(してもらおう)
学校の教職員が現場に到着するまで待ち、その後は指示に従う。
- (オ) 交通事故の目撃者として状況を尋ねられた場合は、事実のみを伝え、憶測や不確かなことは答えないようにする。
- (カ) 事故現場の近くを通る場合は警察官等の指示に従い、二次的な被害を受けないよう安全に配慮して通行する。
- (キ) 119番で救急車を要請することで、警察にも連絡されるので、110番通報は不要である。

※1 スケアードストレート方式

「恐怖を直視させる」ことで、受講者に結果の恐怖を実感させ、それにつながる危険行為や望ましくないことを行わせないようにする教育手法。

事故現場を再現する交通安全教室などが行われている。



3 自転車に関する指導

自転車と歩行者による接触事故の増加が大きな社会問題となっている。

京都府内の学校における交通事故報告の7割以上が自転車乗車時の事故である。

また、環境問題の解決にもつながる交通手段として改めて自転車が注目されるようになっている。そのため、各校での交通安全指導でしっかりと「自転車」について取り扱い、児童生徒等が生涯を通じて安全に自転車を利用できるよう指導することが大切である。

(1) 自転車の点検

ア 日常点検

自転車の整備不良は大きな事故につながる可能性があるため、日常点検はたいへん重要である。自分の使用する自転車については、発達段階に応じて自分で点検し、安全に使用しようとする姿勢を育てることが大切である。児童生徒等には表10のようなチェック項目を示し、日常点検を意識させるとともに、不備がある場合には自転車販売店等に修理を依頼するよう指導する。

チェック	チェック箇所	点検の観点
	サドル	・またがってハンドルを持った場合、両足先が軽く地面にとどき、状態が少し前に傾くよう調整され、固定されているか
	ハンドル	・前の車輪と直角に固定されているか
	ペダル	・曲がっていたり、すり減って足が滑るおそれがないか
	ブレーキ	・前・後輪ともよくきくか
	チェーン	・張り具合は適切か
	タイヤ	・傷や穴はないか 溝と空気は十分か
	警音器	・よく鳴るか
	前照灯(ライト)	・点灯するか
	変速機	・きちんと作動するか
	尾灯	・反射器材がついているか 汚れていないか回後方からよく見えるか
① 目で見て、曲がり、へこみ、よごれなどの状態を確かめる。 ② 音を聞いて、ガタツキ、ゆるみなどを調べる。 ③ さわってみて、タイヤの空気圧や締め付けのゆるみなどを点検する。 ④ 乗ってみて、バランス、ブレーキの具合などを確かめる。		

表10<自転車日常点検項目(例)>

(2) 交通のきまり

道路交通法においては、自転車は自動車やバイクなどと同じ車両の一種であることを踏まえ、交通のきまりは、道路を安全、円滑に通行するためにお互いに守るべき共通の約束事として決められていることを以下の観点から指導する。

ア お互いに譲り合うこと

交通安全のためには、相手の立場を考え、譲り合う精神が大切である。歩道や横断歩道を通行する時は特に注意し、交通が混雑している所では、自転車から降りて押して歩くようにする。

横断歩道では歩行者を優先して通行する。

イ 信号や標識・標示に従うこと

自転車は車両用の信号に従わなければならないが、「歩行者・自転車専用」の表示がある場合や横断歩道を通行する場合は、歩行者用の信号に従わなければならない。

自転車に関わる標識等については、発達段階に応じて指導するようにする。

ウ 警察官などの指示に従うこと

警察官や交通巡視員が手信号や灯火による信号により交通整理を行っている場合は、これに従わなければならないことを指導する。

エ 自転車の正しい乗り方

自転車の通行方法は特別の場合を除き車両という面から自動車と同じであり、以下に示すことに気を付けるように指導する。

乗ってはいけない自転車 自転車に乗ってはいけない場合 やってはいけない運転	<ul style="list-style-type: none"> ・整備できていない自転車（ブレーキが故障、前照灯が点灯しない、反射器材がない等） ・サドルにまたがった時に足先が地面に届かないような、体に合わない自転車 ・疲れが激しい時 ・二人乗り（ただし、大人が幼児用の座席に幼児を乗せている時（二人まで）を除く） ・手放し運転 ・傘をさしたり、傘を自転車に固定しての運転 ・物を手やハンドルに下げての運転 ・犬などの動物を引きながらの運転
自転車乗車用のヘルメットの着用	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児児童は自転車乗車用のヘルメットを着用する。 ・幼児児童に限らず、安全のためにできるだけヘルメットを着用する。
自転車に乗る時の服装	<ul style="list-style-type: none"> ・できるだけ明るい目立つ色の衣服を着用したり、反射材を使用する。 ・草履や下駄を履いて乗らない。 ・つばの大きい帽子は避ける。（風に飛ばされそうになった時、気を取られて危険） ・ズボンのすそがタイヤやチェーンに絡まらないように気を付ける。

荷物を積む時の注意	<ul style="list-style-type: none"> ・前カゴや荷台に固定し、歩行者の迷惑にならない。 ・視野を妨げ運転の支障となったり、片寄って自転車の安定が悪くならない。 ・荷台のひもが車輪などに巻き込まれない。 ・野球のバットや釣竿などは手に持って乗らず、筒にバットや釣竿を入れ、荷台にくくる。
安全の確認と合図	<ul style="list-style-type: none"> ・進行中にいきなり進路を変えることは危険なので行わない。 ・走行中は合図をする場合の他は両手でハンドルを握り、前方ばかりでなく、側方や後方の車の動きにも注意する。 ・合図を早めに正しく行う。 停止・・・右腕を斜め下に出す。 右折・・・手のひらを下にして右腕を横に水平に出す。 左折・・・右肘を垂直に上に曲げる。
正しい発進と停止の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・発進…見通しのきく道路の左側で、左側から自転車にまたがり右足をペダルにかける。後方と前方の安全を確かめ、右足から踏み出す。 ・停止…後方の安全を確かめ、早めに合図を行い、静かに後輪ブレーキをかけ速度を落としながら道路の左端に沿って左足を地面に着け停止し、左側に降りる。
ブレーキのかけ方	<ul style="list-style-type: none"> ・徐行したり停止したりする場合は、後輪ブレーキ(左ブレーキ)を静かにしめてスピードを加減する。 ・やむを得ず急停止する場合には、両方のブレーキを強くかける。 ・急停止する場合以外は後輪ブレーキ(左ブレーキ)を使用する。

オ 安全な走行

自転車交通事故の原因で最も多いのは、安全確認を十分に行わず飛び出すことによるものである。ルールを守り、安全に走行することを指導することで、事故の未然防止を図るようにする。

自転車が通行するところ	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車と同じく車道を通ることが原則 ・路側帯を通ることができるが、車道に出た時、右側通行にならない。 ・「自転車歩道通行可」の標識や表示がある時は歩道も通行できる。 ・普通自転車の運転者が幼児や児童の場合は歩道も通行できる。 ・警察官や交通巡視員の指示に従って通行する。 ・歩道を走行する場合は歩行者を優先し、徐行（ふらつかない程度の最も遅い速度、直ちに停止できる速度、大人の早足程度）しなければならない。 ・歩道を走行する場合、歩行者の通行を妨げるおそれのある場合は、一時停止しなければならない。
横断の仕方	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車横断帯がある場合は、自転車横断帯を通る。 ・自転車横断帯がなく横断歩道がある場合は、歩行者がいなければ自転車に乗って横断歩道を渡ることができる。（歩行者がいる場合は自転車から降りて横断する。） ・自転車横断帯も、横断歩道もない場合は、左右の見通しの良い所を選び、自動車が来ないことを確認し、直角に渡る。（斜め横断はしない。）

交差点の通り方	<ul style="list-style-type: none"> ・信号が青になってから横断する。 ・信号がない交差点の場合、「一時停止」の標識がある場合は一時停止をして安全を確かめる。（標識がなくても必ず一時停止をして安全を確かめるようにする。） ・右折、左折は合図を早めに行い、右折は二段階で（直進してから横断）、左折は道路の左端に沿って進行する。 ・交差点では後方から左折する自動車に巻き込まれる危険があるので、必ず後方の安全を確かめ、左折車がある場合は、交差点の手前で一時停止し、車を先に左折させる。
走行上の注意	<ul style="list-style-type: none"> ・天候、時間帯、交通の状況などに応じた安全な速度で走行する。 ・前照灯の点灯は前方の安全を確認するだけでなく、自動車の運転者や歩行者に知らせるものでもあるので、必ず点灯する。 ・並走運転やジグザグ運転、自転車同士の競走はしないようにする。 ・「並走可」の標識があるところでは、2台まで並んで走行することができる。 ・携帯電話の通話や操作、傘さし、物を担ぐなど片手で運転することやヘッドフォンの使用などによる外の音が十分に聞こえない状態での運転はやめる。 ・警音器は見通しの悪い交差点などを進行するときや危険を防止するため、やむを得ない時のみに使用する。（みだりに鳴らさない。） ・駐車車両の側方を通過する場合などで進路変更をするときは、後方の安全を必ず確かめる。 ・乗客の乗降中のための停車バスなどに近付いた時は、進路変更するのではなく、道路の左端に停止して待つ。 ・車道では接近してくる自動車を意識してできるだけ運転者の死角にならないように走行する。
歩行者に対する注意	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道や路側帯を走行する時は、歩行者の通行を妨げないように注意し十分速度を落とす。 ・駐車車両の側方を通過する場合は、急にドアが開いたり、自動車の陰から歩行者が飛び出したりすることがあるので徐行する。 ・ぬかるみ、水たまりなどのあるところを通行する時は、泥や泥水をとばして他人に迷惑をかけることのないようにする。
自転車を停めるところ	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車禁止以外の場所で歩行者や他の車の通行の邪魔にならないように駐輪する。 ・放置自転車は町の美観を損ねたり、交通の妨害になるばかりでなく、災害時等に消防車、救急車の通行を妨げるので絶対にしないようにする。 ・自転車を駐車中に盗まれないように必ず鍵をかける。（できれば2つ） ・必ず防犯登録をする。
踏切の渡り方	<ul style="list-style-type: none"> ・必ず手前で停止し、自転車から降りて左右の安全を確かめ、自転車を押して渡る。



4 京都府における交通安全対策

「第9次京都府交通安全計画」(※2)では、「交通安全教育は、自他の生命尊重という理念の下に、交通社会の一員としての責任を自覚し、交通安全意識と交通マナーの向上に努め、相手の立場を尊重し、他の人々や地域の安全にも貢献できる良き社会人を育成する上で、重要な意義を有している。」と示されている。

また、「交通安全意識を向上させ交通マナーを身に付けるためには、人間の成長過程に合わせ、生涯にわたる学習を促進して府民一人一人が交通安全の確保を自らの課題としてとらえるよう意識の改革を促すことが重要である。」とも示されている。つまり、「**自分の安全は自分の行動や意識で守る。**」ということを指導しなければならない。

更に、自転車を使用することが多い児童生徒等に対しては運転者教育の基礎となるような自転車の安全利用に関する指導を行うとともに発達段階に応じた指導が重要である。

以下に「第9次京都府交通安全計画」示された校種別の交通安全教育の内容を示す。

<p>幼児に対する交通安全教育</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的な交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する態度を習得させる。 ・ 日常において安全に道路を通行するために必要な基本的な技能及び知識を習得させる。 ・ 紙芝居や人形劇、腹話術、視聴覚教材などを利用したり、親子で体験型の実習をしたりする。 ・ 保護者が常に幼児の手本となって安全に道路を通行するなど、家庭においても指導ができるよう保護者に対する交通安全講習会等を実施する。
<p>小学生に対する交通安全教育</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識を習得させる。 ・ 道路及び交通の状況に応じて安全に道路を通行するために、道路交通における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高める。 ・ 小学生に対し、基本的な交通ルールや交通マナーを教えられるように保護者を対象として交通安全講習会等を開催する。 ・ 小学生向け「自転車運転免許証交付」制度を活用した交通安全教室を行う。自転車運転免許証は、平成27年までに30,000人に交付することを目標とする。 (京都府自転車安全利用促進計画) (※3)
<p>中学生に対する交通安全教育</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自転車で安全に道路を通行するために必要な技能と知識を十分に習得させる。 ・ 道路を通行する場合、思いやりをもって自己の安全ばかりでなく、他の人々の安全にも配慮できるようにする。 ・ 学校教育活動全体を通じて、歩行者としての心得、自転車の安全な利用、自動車等の特性、危険の予測と回避、標識等の意味、応急手当などについて交通安全教育を実施する。

<p>高校生に対する交通安全教育</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 二輪車の運転者及び自転車の利用者として安全に道路を通行するために、必要な技能と知識を習得させる。 ・ 交通社会の一員として交通ルールを遵守し、自他の生命を尊重するなど責任を持って行動できる健全な社会人を養成する。 ・ 将来の運転者として備えておくべき安全意識を醸成するため、免許取得前の高校生に対して、参加・体験型の交通安全教育を推進する。 ・ 小中学校等との交流を図るなど、高校生として果たしうる役割を考えさせるとともに交通安全活動への積極的な参加を促す。
----------------------	--

※2 第9次京都府交通安全計画

京都府が策定した『明日の京都』の長期ビジョンや中期計画などを考慮しながら、安全で円滑・快適な交通社会を実現するための陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱。京都府交通安全対策会議が策定したもの。

平成23年度から同27年度を計画期間としている。

※3 京都府自転車安全利用促進計画

平成23年から同27年までの5年間の計画期間とした自転車の安全な利用の促進に関する施策を総合的に推進するため計画。京都府が作成したもの。

